

○ブロック警察署運営要領について(通達)

平成11年3月4日

熊警甲第748号

この度、ブロック警察署間の組織運営の効率化と警察活動の協力応援体制の確立を図るため、別添のとおりブロック警察署運営要領を制定し、平成11年4月1日から実施することとしたので、効果的運用に努められたい。

なお、ブロック警察署長会議運営要領の改正について(昭和59年3月15日付け熊警第425号例規)は、廃止する。

別添

ブロック警察署運営要領

第1 趣旨

この要領は、県下の警察署をブロック編成することにより、ブロック内の各警察署が相互に協力する体制を確立し、警察運営の効率化と地域における警察活動の円滑化を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第2 ブロックの編成

ブロックの編成は、次表のとおりとし、各ブロックごとにブロック長を置くものとする。

ブロック名	ブロック編成警察署	署数	ブロック長
熊本ブロック	熊本中央、熊本南、熊本東、熊本北合志	4	熊本中央警察署長
城北ブロック	玉名、荒尾、山鹿	3	玉名警察署長
菊阿ブロック	菊池、大津、小国、阿蘇、高森	5	大津警察署長
宇城ブロック	御船、山都、宇城	3	宇城警察署長
城南ブロック	八代、芦北、水俣、人吉、多良木	5	八代警察署長
天草ブロック	天草、上天草、牛深	3	天草警察署長

第3 ブロック警察署長会議

1 主宰者

ブロック警察署長会議(以下「会議」という。)は、ブロック長が主宰して開催するものとする。

2 会議開催

会議は、おおむね年2回開催するものとする。特に必要があると認めるときは、随時に会議を開催することができる。

3 連絡調整及び警察本部長の承認

(1) ブロック長は、会議を開催するに当たっては、あらかじめブロック内の警察署長と意見を交換し、開催日時、場所、議題等について連絡及び調整を行い、開催日前月の20日までに警察本部長の承認を受け、会議開催の決定を行うものとする。

(2) ブロック長は、会議の日時等を変更する場合についても、警察本部長の承認を受けるものとする。

4 部課長等の出席

会議には、必要に応じて、警察本部の部長、参事官又は課長を出席させるものとする。

5 会議録

ブロック長は、別記様式の会議録を備え付け、会議の日時、場所、出席者、協議事項等を記録しておくものとする。

6 報告

ブロック長は、会議の概要を警察本部長に報告するものとする。

第4 ブロック警察署間の相互協力

1 相互協力の基本原則

ブロック内の警察署間においては、重要事件、重大事故、大規模災害等の発生時の措置その他警察運営の効率化と警察活動の円滑化を図るために必要と認められる事項について相互に協力するものとする。

2 相互協力の要領

前1に規定する相互協力の要領は、次により行うものとする。

(1) 警察署長は、ブロック内の他の警察署長に協力の要請をするときは、必要な人員装備資機材、車両の台数等を明らかにして行うこと。

(2) 要請を受けたブロック内の警察署長は、署情に応じ速やかに要請に基づく措置を講ずること。

(3) 派遣された警察官は、支援を受けた警察署長の指揮監督を受けること。

第5 ブロック内の各警察署の連携

ブロック内の警察署は、術科大会等各種行事を共同して実施するものとする。